



有機合成薬品工業株式会社
YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.

証券コード：4531

第105回

定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）



場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
6階「霧島」の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

目次

■ 第105回定時株主総会招集ご通知	1
■ 第105期事業報告	5
■ 計算書類	15
■ 監査報告書	17
■ 株主総会参考書類	20



証券コード 4531

2025年6月2日

(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株主各位

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号

有機合成薬品工業株式会社

代表取締役社長執行役員 松本清一郎

第105回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトの「株主総会招集通知等」欄に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.yuki-gosei.co.jp/ir/annual_r/



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスされる際は、「銘柄名（会社名）」に「有機合成薬品工業」又は「コード」に「4531」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の記載に従って議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 興

記

1. 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分） 開会間際は会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。
2. 場 所	東京都千代田区九段北四丁目2番25号 アルカディア市ヶ谷（私学会館） 6階「霧島」の間 ※後掲のご案内図をご参照ください。
3. 株主総会の 目的事項	<p>報告事項 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件 </p>

お知らせ

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人の資格は、定款の定めにより本株主総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト：**<https://www.yuki-gosei.co.jp/> 有機合成薬品工業 検索 

以 上

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照のうえ、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使



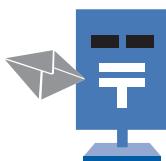
パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木）
午後5時35分まで受付

詳細は次頁をご覧ください

郵送（書面）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月19日（木）
午後5時35分到着分まで

当日ご出席の株主さま



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
● 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいます
ようお願い申しあげます。

開催日時

2025年6月20日（金）
午前10時30分
(受付開始 午前9時30分)

インターネットにより議決権行使される場合のお手続きについて

行使期限

2025年6月19日(木) 午後5時35分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

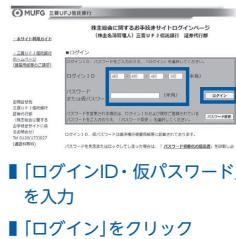


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

インターネットと書面により重複して議決権行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(a) 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大によって、概ね緩やかに回復しましたが、物価上昇の継続や米国の通商政策の影響による景気下振れリスクの高まりなど、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

化学工業におきましても、AIに関連する材料分野が牽引するも、グローバルな地政学リスクや世界的インフレの影響により原燃料価格が高止まりにあることや、国内外の汎用化学製品の市況低迷が続いていることなどから、経営環境については引き続き動向を注視する必要があると認識しております。

こうした状況下、当社は外部環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、中期経営計画にて効果的な経営目標を定め、重要課題を克服・解決しながら、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

当事業年度の業績状況としましては、各製品市況の回復をはじめとする需要の持ち直しにより、3製品区分全てが増収となり、売上高は6期連続で過去最高となる前期比17.0%増の15,128百万円となりました。段階利益につきましては、原燃料費等の増加により売上原価率は上がりましたが、経費の節減や円安の影響等により、営業利益は前期比8.1%増の1,216百万円、経常利益は前期比0.8%増の1,139百万円、当期純利益は前期比15.5%増の896百万円となりました。

製品区分ごとの販売の状況は次のとおりであります。

(金額単位：百万円、構成比：%)

区分	2024年3月期通期				2025年3月期通期			
	国内	輸出	合計	構成比	国内	輸出	合計	構成比
アミノ酸関係	1,253	2,983	4,237	32.8	1,435	3,733	5,169	34.2
化成品関係	2,716	1,733	4,450	34.4	2,693	2,403	5,096	33.7
医薬品関係	3,224	1,020	4,245	32.8	3,463	1,399	4,862	32.1
合計	7,194	5,737	12,932	100.0	7,591	7,536	15,128	100.0
構成比	55.6	44.4	100.0		50.2	49.8	100.0	

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【アミノ酸関係】

医薬用途及び半導体関連用途の販売が好調であったことから、売上高は5,169百万円と、前年同期に比べ932百万円(22.0%)の増収となりました。

【化成品関係】

新製品の高分子材料、機能性ポリマー原料、医薬品関連原料や特殊触媒等の販売が好調であったことから、売上高は5,096百万円と、前年同期に比べ646百万円(14.5%)の増収となりました。

【医薬品関係】

原薬中間体及び化粧品原料や受託原薬の販売が好調であったことから、売上高は4,862百万円と、前年同期に比べ617百万円(14.5%)の増収となりました。

(b) 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資総額は3,201百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

常磐工場 アミノ酸製造設備の取得及び更新

(c) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金(運転資金及び設備資金)は、自己資金を充当するとともに取引先金融機関から借入金を調達いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、物価上昇が継続することや米国の通商政策の影響による世界規模の景気下振れリスクの拡大、為替の動向等、当社を取り巻く事業環境は不透明な状況が続き予断を許さないと見ております。

このような情勢下、当社の2026年3月期の業績見通しにつきましては、上述に想定される様々な懸念要因はあるものの、売上高は好調を維持するものと予想しております。しかしながら、段階利益については、本期竣工するアミノ酸関係設備の償却負担初年度と2018年5月に竣工した医薬品関係設備の償却負担最終年度が重なるため、2024年3月期を起点として策定した3カ年の中期経営計画のとおり2025年3月期に比べ減少となる見込みです。

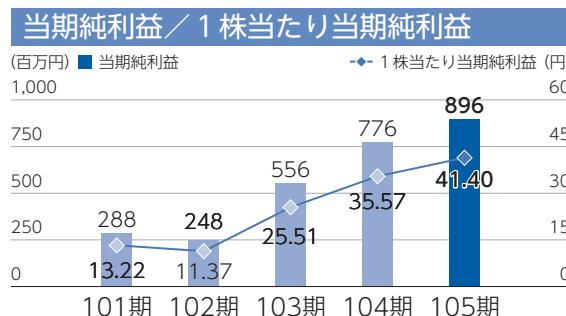
引き続き、中期経営計画における基本方針及び経営目標のもと、重点施策の確実な推進を通して、より一層の収益力向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)	第104期 (2023年度)	第105期 (2024年度)
売上高	(百万円)	11,091	12,361	12,839	12,932	15,128
営業利益	(百万円)	218	413	897	1,125	1,216
経常利益	(百万円)	176	397	660	1,130	1,139
当期純利益	(百万円)	288	248	556	776	896
1株当たり当期純利益	(円)	13.22	11.37	25.51	35.57	41.40
純資産額	(百万円)	10,946	11,004	11,478	12,430	13,106
1株当たり純資産額	(円)	501.55	504.23	525.98	569.60	608.38
総資産額	(百万円)	20,998	21,172	22,118	24,370	26,871

(注) 第102期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29条 2020年3月31日)等を適用しており、第102期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主な事業内容

当社はファインケミカル事業として、有機合成製品、一般化学製品、医薬品、食品添加物、工業薬品等を製造、販売いたしております。

(6) 事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都 中央区
第二 営 業 部	大阪市 中央区
東京 研究 所	東京都 板橋区
常磐 工場	福島県いわき市

(7) 従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名	+ 6名	43.5歳	16.2年

(注) 従業員数には、子会社の嘱託社員を含んでおりません。なお、その状況は次のとおりであります。

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	+ 4名	55.8歳	7.8年

(8) 主な借入先

借 入 先						借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行						3,392
株 式 会 社 常 陽 銀 行						2,189

(9) その他現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,542,895株
 (自己株式431,105株を除く)
 (3) 1単元の株式の数 100株
 (4) 株主数 8,239名
 (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
二 プ ロ ド 株 式 会 社	3,296	15.30
長瀬産業株式会社	1,098	5.10
大鵬薬品工業株式会社	671	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	666	3.09
株式会社常陽銀行	614	2.85
住友商事ケミカル株式会社	535	2.48
ゼリア新薬工業株式会社	483	2.24
三菱UFJ信託銀行株式会社	390	1.81
あすか製薬株式会社	366	1.70
サンヨーファイン株式会社	306	1.42

(注) 持株比率は自己株式(431,105株)を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本 清一郎	営業部門統括
常務取締役	草野 正浩	研究開発部門 兼 生産部門統括
取上席取締役	小松原 達也	経営管理部門統括
取締役 (常勤監査等委員)	須藤 尚武	
取締役 (監査等委員)	山田 啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 ピリングシステム(株)社外監査役 (有)山田殖産取締役
取締役 (監査等委員)	大堀 徳人	弁護士 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役山田 啓介氏及び大堀 徳人氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
 2. 取締役山田 啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、須藤 尚武氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 取締役山田 啓介氏及び大堀 徳人氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として独立役員届出書を提出しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である各取締役（須藤 尚武氏、山田 啓介氏、大堀 徳人氏）との間で、会社法第423条第1項に定める当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険料は全額会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補することとしています。ただし、法令違反等に当たることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めており、その概要は以下のとおりです。なお、かかる決定方針は、指名・報酬諮問委員会からの答申を受けて、2021年2月16日開催の取締役会において決議いたしました。

- ・当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、基本報酬は役位や勤続年数を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準を定めることとしている。
- ・業績連動報酬に係る指標は、本業部分の利益を表す営業利益が適切であると位置付け、その営業利益の水準を元にそれぞれの役位に応じた変動率を乗じることを基本として算出する。
- ・基本報酬と業績連動報酬の額の割合は、業績によって業績連動報酬額が変動するため定めない。また、これらの報酬は在任中に定期的に支払う。なお、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その独立した立場に鑑み、基本報酬のみとする。
- ・当社は取締役会の下に任意の諮問機関として、委員長及び過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置している。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針並び

に報酬等の内容については、かかる指名・報酬諮問委員会において議論を行い、その検討案を取締役会に答申し、決定している。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第96回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第96回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社におきましては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的検討を行っているため、同委員会が作成した原案については、取締役会も基本的に尊重しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	67	38	28	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	12	12	—	1
監査等委員 (うち社外取締役)	13	13	—	2

(注) 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標（営業利益）の当該事業年度を含む推移は、1.
 (3) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(6) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰、ビリングシステム(株)社外監査役、(有)山田殖産取締役を兼任しておりますが、当社と当該兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）大堀 徳人氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所パートナーを務めておりますが、当社と当該兼職先との間には重要な取引関係はありません。

(b) 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会18回のうち18回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

社外取締役（監査等委員）大堀 徳人氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会18回のうち18回（100%）に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

保森監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 24百万円

(b) 当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、同条第5項に基づき、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,506	流動負債	7,928
現金及び預金	973	支払手形	61
受取手形	304	電子記録債務	349
売掛金	3,474	買掛金	2,299
製品	5,538	短期借入金	3,600
仕掛品	250	1年内返済予定の長期借入金	612
原材料	1,881	未払法人税等	153
貯蔵品	3	リース債務	94
前払費用	69	未払金	253
その他	9	未払費用	44
貸倒引当金	△0	預り金	13
固定資産	14,365	賞与引当金	154
有形固定資産	11,982	設備関係支払手形	20
建物	2,130	設備関係電子記録債務	69
構築物	1,274	設備関係未払金	154
機械及び装置	2,901	その他	46
車両運搬具	1	固定負債	5,836
工具、器具及び備品	212	長期借入金	3,943
土地	3,110	リース債務	169
リース資産	148	再評価に係る繰延税金負債	618
建設仮勘定	2,203	退職給付引当金	1,089
無形固定資産	137	資産除去債務	13
借地権	21	その他	1
リース資産	97	負債合計	13,765
ソフトウエア	13	(純資産の部)	
その他	4	株主資本	12,046
投資その他の資産	2,245	資本金	3,471
投資有価証券	2,047	資本剰余金	3,250
関係会社株式	89	資本準備金	3,250
従業員に対する長期貸付金	7	利益剰余金	5,449
繰延税金資産	29	利益準備金	322
その他	71	その他利益剰余金	5,127
資産合計	26,871	圧縮記帳積立金	44
		別途積立金	1,822
		繰越利益剰余金	3,261
		自己株式	△124
		評価・換算差額等	1,059
		その他有価証券評価差額金	909
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	150
		純資産合計	13,106
		負債純資産合計	26,871

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	15,128
売上原価	11,820
売上総利益	3,307
販売費及び一般管理費	2,091
営業利益	1,216
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	45
雑収入	20
営業外収益合計	66
営業外費用	
支払利息	75
支払手数料	45
雑損失	23
営業外費用合計	143
経常利益	1,139
特別利益	
投資有価証券売却益	49
受取保険金	65
子会社清算益	4
特別利益合計	118
特別損失	
固定資産除却損	132
特別損失合計	132
税引前当期純利益	1,124
法人税、住民税及び事業税	156
過年度法人税等	34
法人税等調整額	37
法人税等合計	228
当期純利益	896

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

有機合成薬品工業株式会社
取締役会御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎貴史
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小松華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有機合成薬品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針等に従い、会社の内部監査部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

有機合成薬品工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 須藤 尚武 印

監査等委員 山田 啓介 印

監査等委員 大堀 徳人 印

（注）監査等委員 山田啓介及び大堀徳人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化に向けて内部留保の確保に努めつつ、事業環境や経営成績を勘案し、安定的に株主の皆様への利益還元を行うことを配当の基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき慎重に検討しました結果、当事業年度の業績や今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は193,886,055円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

当社は、指名・報酬の決定の独立性と客觀性を確保し、その決定を通じた取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、委員長及び過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、本議案はその「指名・報酬諮問委員会」から答申されたものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、相当であると判断されました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	松本 清一郎	重任 代表取締役 社長執行役員	営業部門統括 8年	100% (16回/16回)
2	草野 正浩	重任 取締役 常務執行役員	研究開発部門 兼 生産部門統括 4年	100% (16回/16回)
3	石川 大洋	新任 執行役員	総務人事部長 —	100% (16回/16回)

(注) 候補者石川大洋の取締役会出席状況につきましては、執行役員として出席した回数になります。

候補者番号 1

まつ もと せい いち ろう
松本 清一郎

1966年1月24日生

重任**取締役在任年数**

8年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社株式数

29,100株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年8月 当社入社

2011年10月 医薬品本部長

2012年1月 化成品本部長 兼 医薬品本部長

2013年11月 医薬品本部長

2015年6月 執行役員 医薬品本部長

2017年6月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 医薬品本部長

2019年4月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 第三営業部長

2019年6月 代表取締役社長執行役員 営業部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び営業部門での業務経験が豊富で、特に医薬品関係の開発営業に長く従事し、多くの経験、知識及び実績があり、医薬品業界に広く人脈を持っています。2017年からは取締役として、また、2019年からは代表取締役として当社の経営に携わるなど、今後の持続的発展と企業価値向上に寄与できる人材であり、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

候補者番号 2

くさ の まさ ひろ
草野 正浩

1966年 8月 29日 生

重任**取締役在任年数**

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社株式数

12,600株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1991年4月 当社入社
- 2012年8月 常磐工場 生産管理室長
- 2015年10月 常磐工場 第一製造部長
- 2019年4月 常磐工場長 兼 第一製造部長
- 2020年6月 執行役員 常磐工場長 兼 第一製造部長
- 2020年10月 執行役員 常磐工場長
- 2021年6月 取締役執行役員 研究開発部門 兼 生産部門統括
- 2023年6月 取締役常務執行役員 研究開発部門 兼 生産部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び生産部門での業務経験が豊富で、特に研究開発、生産技術、生産管理に係る要職を務めてきた経験から、製造・技術に関する多くの知識及び実績があるため、経営に関わる重要事項の意思決定機能及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3

いし かわ ひろ み
石川 大洋

1970年6月26日生

新任**取締役在任年数**

—

取締役会への出席状況

100% (16回／16回)

所有する当社株式数

2,900株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1995年4月 当社入社
 2011年6月 総務人事部部長
 2014年5月 経営管理室長
 2016年6月 経営企画室長
 2018年5月 常磐工場 管理部長
 2020年8月 総務人事部長
 2021年6月 執行役員 総務人事部長（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び経営管理部門での業務経験が豊富で、特に2009年以降は本社並びに常磐工場の管理部門の要職を務めてきた経験があり、2021年からは執行役員として当社の経営に携わってまいりました。これらの経験と実績から、経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

- 注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は取締役全員を被保険者とし、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補するため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該保険料は全額会社が負担しております。本議案でお諮りする取締役が原案どおり承認されましら、重任予定の候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年7月に更新される予定です。

【ご参考】

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

(注) 第2号議案記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

本株主総会終結後の当社取締役（監査等委員含む）の陣容 [予定]

氏名	役職	取締役 在任年数	指名・報酬 諮問委員会 委員	取締役（候補者含む）に求める分野※				
				経営 国際性	マーケティング R&D、業界	ESG 製造	法務 リスク管理	財務 会計
松本 清一郎	代表取締役 社長執行役員	8年	○	○	○	○		
草野 正浩	取締役 常務執行役員	4年	－		○	○	○	
石川 大洋	取締役 上席執行役員	－	－	○			○	○
須藤 尚武	取締役 常勤監査等委員	5年	－		○	○		○
山田 啓介	社外取締役 監査等委員	11年	○	○			○	○
大堀 徳人	社外取締役 監査等委員	5年	○	○		○	○	

※各取締役(候補者含む)に特に期待する分野を3つまで記載しております。

第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いた くら え り こ
板倉 江利子

1967年2月9日生

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年10月 中央新光監査法人（後のみすず監査法人、2007年7月に解散）入所

1996年4月 公認会計士登録

2006年9月 日本公認会計士協会自主規制本部研究員

2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ移籍

2009年9月 日本公認会計士協会自主規制本部グループ長

2018年9月 公認会計士板倉江利子事務所開設

2022年6月 日本公認会計士協会千葉会常任幹事（現任）

2024年6月 太平電業株式会社社外監査役（現任）

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

会計士としての高度な専門的知識を活かし、独立した立場から経営全般の監査・監視と当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるためであります。

なお、板倉氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- 注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 板倉 江利子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
 3. 板倉 江利子氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とし、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補するため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。板倉 江利子氏が取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
 5. 板倉 江利子氏は、婚姻により鈴木姓となりましたが、旧姓の板倉で業務を執行しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することいたしましたく存じます。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第96回定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬限度額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内と設定すること、及び、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については指名・報酬諮問委員会による審議及び答申を経て、取締役会において決定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は、監査等委員である取締役を除く3名と、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役の人数構成に変更ありません。

1. 講渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度において、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記

3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年7万株とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日、又は、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 謾渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本謹渡制限期間が満了した時点において上記（2）の謹渡制限の解除事由の定めに基づき、謹渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除します。この場合、当社は、謹渡制限が解除された直後の時点においてもなお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

謹渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 謹渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する謹渡制限付株式を付与するものであり、その目的は相当なものであると判断しております。

当社は2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告11頁から12頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。

また、本謹渡制限付株式の割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価される金額は当社の株主総会で承認済みの年額の上限の範囲内とすること、本謹渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は、仮に1年間に上限となる株数を割り当てたとしても約0.32%（10年間に亘り、上限となる株数を割り当てた場合における発行済株式総数に占める割合は約3.2

%) であり、その希釈化は軽微であることを踏まえても、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本議案は、委員長及び過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会による審議を経て、同委員会から答申されたものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、相当であると判断されました。

(ご参考)

本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式を、また当社の一定の役職を有する従業員に対しては、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式を、それぞれ割り当てる予定であります。

以 上

有機合成薬品工業株式会社 株主総会会場ご案内図

日 時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「霧島」の間 電話03-3261-9921（代表）



交通のご案内

地下鉄有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 1又はA1出口より 徒歩約2分
地下鉄新宿線 「市ヶ谷駅」 A1又はA4出口より 徒歩約2分
JR中央線（各駅停車） 「市ヶ谷駅」 より 徒歩約2分



有機合成薬品工業株式会社
YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています